

るが…



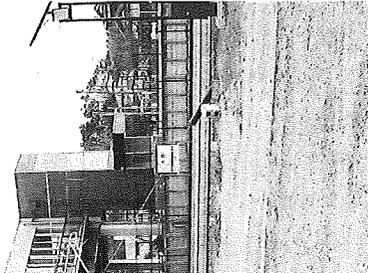
昨年十二月中旬、写真家の飛田豊秀さんは、福島県大熊町のJR常磐線大野駅周辺を取材する米国のテレビクルーに同行した。許可を得ての取材だったが、取材中に警察官の職務質問を受けた。その時のクルーや警察官の服装を見て、飛田さんは複雑な気持ちになったという。

「駅周辺には線量が極めて高い場所が

あった。カメラには、防護服の取材スタッフと作業服の作業員。そして制服姿の警察官が一緒に写っていた。放射能汚染に対する考え方の違いなんですかね」

大野駅や富岡町の夜ノ森駅などの駅周辺、駅につながる帰還困難区域の一部の規制が解除される。

記者は二月四日、夜ノ森駅西側の既に



を主催。東日本大震災第一原発事故後は福島撮影を続け、写真展やで開催している。

規制解除された区域を歩いた。放射線量は国の除染目標値(毎時0.33マイクロシーベルト)の二三倍だった。駅舎の工事が進んでいた。三月十四日には常磐線が運転を再開する。しかし、駅東側の路地に立つバリケードがすべて消えるのは、まだ先のことだ。

(写真・飛田豊秀 文・長久保宏美)

ずれも申
4 (953)

3月1～
たら万遊
」が開か
線・筆の
本験教室

日の郷あ

人、入場
の玄侑宗
」で午後

1時半から講演。定員200人で入場無料。3日はクッキー作りなどの各種体験教室が企画されている。

いずれも事前予約制。申し込み、参加費などの問い合わせは岳温泉観光協会=電0243 (24) 2310=へ。

◆旬の「常磐もの」フェア開催
福島県と県漁連は2月21日まで、東京と神奈川、埼玉各都県の飲食店計25店舗で「第4回ふくしま常磐ものフェア」を開催している。

参加店では福島県沖でとれた「常磐もの」のヒラメやカレイ、メヒカリなどの魚介類を素材に使ったオリジナル料理を提供している。参加店は、インターネットで「食べログ 常磐もの」で検索すると店舗情報を調べられる。

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。

日々論々

移動の自由

束された安田純平さんである。もう一人は、強制返納させられた旅券に代わり、その後、渡航国の制限がかかった新券が発行されている。こうした渡航の自由を一方的に制限する行爲は、旅券法の「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行爲を

(二三条一項七号)との条件に該当するとして、外務大臣の裁量で可能な(法務大臣との協議が必要)。一九五八年の最高裁判決がまだ踏襲され、公共の福祉のための合理的な制限に服すとされている。

古典的なテーマであるが、

憲法三条の「居住・移転の自由」は、住所を定め変更する自由のみならず、より日常的な一般的人身の移動の自由を含むと考えられ、一時的な海外渡航の自由もこれに含まれると解される。そしてこの自由を制約するに、抽象的な公共の福祉とか、国益というのではなく、より個別具体的な理由が求められてしかるべきだ。なぜなら取材の自由

を含め、精神的自由の制約に直結する効果を、発給禁止がはらんでいるからである。一方で、今回のコロナウイルス関係での入国制限騒ぎで脚光を浴びている入管難民法に関しては、昨今問題となるのはむしろ、「不法滞在」外国人や難民申請者に対する、厳しい出入国在留管理庁の対応についてである。施設での長期収容や処遇の悪さに関

国が本人意思を認めないとき

両者とも戦争取材を積極的に行ってきたフリージャーナリストで、こちら二人はまだ記憶に新しいシリア取材中に拘

行つたおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」

移動の自由を巡る最近のトピック

2012.5.11 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定緊急事態宣言のもと、事実上の強制予防接種、集会や催事の最大2年の禁止措置。指定公共機関としての報道機関の行政への協力義務などの定め
15.2 杉本祐一さんの旅券強制返納 3月に新規申請。4月に外務省はシリアとイラクへの渡航を制限した旅券を発給

19.10.1 出入国在留管理庁が報告書を発表 6月の入管施設収容中の死亡はハンガーストライキが原因と公表
20.1.9 旅券発給拒否は違憲として安田純平さんが国を提訴

1.28 新型コロナウイルス感染症を指定感染症および検疫感染症と定める政令を閣議決定(施行日を改めて前倒し実施)
1.29 政府チャーター機で希望者が中国・武漢市から帰国(その後、第4便まで運航)

1.31 出入国管理及び難民認定法(入管難民法)に規定する上陸拒否事由に該当するとして、中国滞在歴がある一部の外国人、中国旅券を有する者の一部を、症状の有無にかかわらず入国拒否の通知
1.31 自衛隊法83条2項ただし書きに規定する災害派遣(自主派遣)の実施を下令

日本国籍を有する者が普段、日本の出入国ができるかどうかを心配することはまずない。しかし、海外渡航をした場合、帰国時に空港等で留め置かれ、予定通り帰ってこれない可能性があるとの理由から、出国自体を自制する人が始めている。まさに新型コロナウイルスの感染の広がりを受けての自己防衛といつわけだ。しかし少し視点を変えれば、日本国は出入国に關しそれなりに剛腕を発揮してきた国でもある。海外での取材を希望するジャーナリストが、この間、少なくとも二人、パスポート(旅券)の発給が認められなかった(ほかにも、発給拒否

し、すでにハンガーストライキによる餓死者が出るほどの大きな問題になっているものの、残念ながら国民的関心を呼ぶには至っていない。こうしてみても日本国は、入出国に關し国籍にかかわらず、行政裁量が広く理由も曖昧ななかで、本人意思に反した事態が発生しているといつことになる。

そうしたなかで、入管難民法や検疫法、あるいは感染症法の拡大適用や強制性の強化を求める声が強まっている。これらは、行政の裁量いわば

恣意的な運用枠を広げることと同義だ。そのうえ、政府も国会審議を飛び越えて、お得意の閣議決定で対応を決める事態が続いている。次に控える新型インフルエンザ特措法は、さらに強力な私権制限条項が多く含まれているだけに、必要なのは行政裁量に委ねるのではなく、憲法原則を大切にしたい謙抑的な行政対応だ。それからすると、本人意思を尊重した柔軟な扱いをすべき優先順位は、ほかにあるといつことになる。

(毎月第2木曜日に掲載)

視点

見張り塔から メディアの今

専修大教授・山田健太さん

